○農林水産省令第四十三号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七十八条の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十八日

農林水産大臣　江藤　拓

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号に伴う農業経営収入保険の保険料の支払期限の特例）

第二十一条　令和元年台風第十五号及び同年台風第十九号による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市区町村の区域内に住所を有していた者に係る第百八十一条に規定する保険料の支払期限（保険期間の開始の日が事業規程で定める日以前である農業経営収入保険の保険関係に係るものに限る。）についての同条の規定の適用については、同条第一項中「保険期間の開始の日の前日」とあるのは「保険期間の開始の日から起算して三月を経過する日」と、同条第二項中「保険期間の開始の日から起算して八月を経過する日」とあるのは「保険期間の開始の日から起算して十一月を経過する日」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。